

研究ノート

テーマ：引用

作成者：植田 貴之

作成日：2016年6月

【問題の所在】

引用による権利制限（著作権法 32 条 1 項）が認められるのは、いかなる場合か。

【判例の状況】

1. 条文に基づく要件整理

引用について、著作権法 32 条 1 項は、次のとおり規定する。

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」

したがって、著作権が制限される適法な引用（以下「適法引用」）の要件として、①「公表された著作物」であること、および②「引用」であること（以下「狭義の引用」という）を要求する（前段）。なお、後述するとおり、学説では、適法引用の要件として、上記 2 要件に加え、③引用する側に著作物性が認められることや、④出所を明示すること（48 条 1 項 1 号）を要求する考え方もある。

また、「引用」（狭義の引用）に該当するための要件として、「公正な慣行に合致する」こと、および「引用の目的上正当な範囲内で行われる」ことという要件が課されている（後段）。したがって、狭義の引用に該当するのは、②-1 国語的意味での「引用」¹（広義の引用）であるとともに、②-2 「公正な慣行に合致」し、かつ②-3 「引用の目的上正当な範囲内で行われる」ものをいうことになる。

2. 「公表された著作物」について

「公表された著作物」該当性については、解釈上の問題は特に生じない。なお、スナップ写真事件（知財高判平成 19 年 5 月 31 日）は、当該要件が適法引用の要件であることを確認している。

3. 従来の裁判例における「狭義の引用」の理解

(1) 従来の裁判例の傾向

引用について判断した判例として、旧著作権法の事案であるが、パロディ事件（最判昭和 55 年 3 月 28 日）がある。なお、旧著作権法 30 条 2 号は「自己の著作物中に正当の範囲

¹ 「他人の言葉や事例を引いてくること」（三省堂 Web Dictionary から引用）

内に於て節録引用すること」に権利制限を与えていた。

同事件は、「引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいう」としたうえで、「右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ【筆者注：以下「明瞭区別性」という】、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係がある【筆者注：以下「主従関係」という】と認められる場合でなければならない」と述べた（以下、「明瞭区別性」と「主従関係」をあわせて「最判2要件」という）。

旧著作権法における引用の概念は、②-1と②-3の要件を含むが、②-2を含まない。しかし、②-2「公正な慣行に合致すること」という要件は、②-1と②-3の要件が満たされる場合には通常満たされると思われるから、特段の事情がない限り働くことがない要件と考えられる。したがって、旧著作権法の「引用」要件である最判2要件は、現行著作権法における「狭義の引用」の概念に当たるための要件としても妥当すると考えられる。実際、多くの裁判例²は、「狭義の引用」の成否を判断するに際し、最判2要件の検討を中心に「狭義の引用」の成否を判断してきた。例えば、バーンズコレクション事件（東京地判平成10年2月10日）は、「引用とは、報道、批評、研究等の目的で自己の著作物中に他人の著作物の全部又は一部を採録するものであって、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物を明瞭に区別して認識することができ、かつ、両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があるものをいうと解するのが相当である。」と述べている。

(2) 最判2要件の具体的判断

では、従来の裁判例は、どのような場合に最判2要件の充足を認めているか。また、充足の有無の検討にあたりどのような考慮要素を用いているか。

ア 明瞭区別性

(a) 裁判例

言語作品に言語の著作物を引用した事例

① 血液型と性格の社会史事件（東京地判平成10年10月30日）明瞭区別性肯定

自己の書籍に「血液型と性格の社会史」という書籍中の文章を要約して掲載する際に、

² バーンズコレクション事件（東京地判平成10年2月10日）、血液型と性格の社会史事件（東京地判平成10年2月20日）、脱ゴーマニズム宣言事件（東京地判平成11年8月31日）、教科書準拠国語テスト事件（東京地判平成15年3月28日）、2ちゃんねる事件第一審（東京地判平成16年3月11日）、入試用問題集事件（東京地判平成16年5月28日）、美術作品オークション事件（東京地判平成21年11月26日）、ネット販売図表事件（東京地判平成22年1月27日）、がん闘病マニュアル事件（東京地判平成22年5月28日事件）等。

要約引用部分を独立した段落にした上で、要約引用部分の前に『[血液型と性格]の社会史』(松田薫著、河出書房新社)という本を手掛りに、その内容を要約する形で説明してみよう。」との記載が、要約引用部分の後に「以上が、松田氏の前掲書から私なりにまとめた、大正から昭和初期に掛けての“血液型騒動”の顛末である。」との記載があった。裁判所は、これに明瞭区別性を認めた。

② 豊後の石風呂事件(東京地判昭和61年4月28日)明瞭区別性否定

自己の書籍中に論文を掲載する際、引用箇所の前頁に「博士の古稀記念著作集の石風呂探求五篇の中から、二篇をえらび、巻頭を飾らしていただくことにした。ちなみに同書は、去る昭和五一年八月一五日、祝宮静博士古稀記念著作集刊行会によって、祝宮静博士古稀記念著作集神道・神社・生活の歴史の書名で発行されたものである。」との記述はあるが、右二編の題名の指摘もなく、本件両論文が右記述されているところの故祝宮静著作の二編であるとは、一読して容易に理解しうる体裁とはなっていない事案について、明瞭区別性を否定した。

言語作品に美術、写真、図表といった種類の異なる著作物を引用した事例

③ レオナルドフジタ事件(東京高判昭和60年10月17日)明瞭区別性肯定

自己の論文中に他人の絵画の複製物を無断で掲載した事案において、裁判所は、「富山論文は、本件書籍が対象とする時代の洋画について、その歴史を概観する美術史であり、この時代の洋画の歴史を読者に理解させる目的で洋画作品を採録し、論文中でこれらの作品に言及し」と掲載方法について認定した上で、「富山論文は言語著作物、本件絵画は美術著作物であるという両著作物の性質の相違及び前記認定のような本件絵画の掲載の方法から、本件絵画と富山論文とは明瞭に区別して認識しうるものと認められる。」と認定して、両著作物の明瞭区別性を肯定した。

④ 脱ゴーマニズム宣言事件第一審(東京地判平成11年8月31日)明瞭区別性肯定

自己の論説中に論評のため他人の漫画を無断で掲載した事案において、「漫画と論説という性質の異なる著作物であること」、漫画について「採録カットの欄外に出典が表示されていること」等を根拠として、明瞭区別性を肯定した。

⑤ ネット販売図表事件(東京地判平成22年1月27日)明瞭区別性肯定

自己の書籍中、左側の頁に他人の図表、右側の頁に自己執筆部分をそれぞれ掲載したうえで、図表に、「出典：月刊ネット販売」の明示をした事案について、図表と執筆部分とが明確に区別して掲載されているとした(ただし、本件は当事者が明瞭区別性について争っていない事案である)。

(b) 検討

明瞭区別性の判断においては、出典の有無を考慮するもの(①、④および⑤)、引用著作物と被引用著作物の性質の違いに言及するもの(③および④)などがある。

イ 主従関係

(a) 裁判例

言語作品に言語の著作物を引用した事例

① 血液型と性格の社会史事件（東京地判平成 10 年 10 月 30 日）主従関係肯定

被告書籍（全 231 頁）のうち 11 頁程度の分量において原告書籍を要約して引用した事案について、「被告書籍該当部分【筆者注：引用部分】は、被告書籍全体の中で、血液型と性格が相関するという仮説を立てる前提として、そのような考え方が学界で強く否定されている背後にある歴史的事情を述べる部分として、被告書籍全体に対して内容的に従たる関係にあるものであり」（価値的主従関係）、「また、量的にも、二〇〇頁以上ある被告書籍のうちで引用部分は一頁程度の分量である」（数量的主従関係）として、主従関係を肯定した。

② 教科書準拠国語テスト事件（東京地判平成 15 年 3 月 28 日）主従関係否定

国語テスト中に小説を引用した事案について、被告の「本件国語テスト」の目的が「本件各著作物」の理解を問うことにあること（価値的主従関係）と、「本件国語テスト」における「本件各著作物」がそれ以外の部分に対して量的な割合が大きいこと（数量的主従関係）を考慮して、主従関係を否定した。

③ 2ちゃんねる事件第一審（東京地判平成 16 年 3 月 11 日）主従関係否定

電子掲示板において、原告書籍（全 200 頁）のうち 18 頁分および 11 頁分の記事を、「ファンブックの対談うぶします。結構な量になるので、一気に全部ではなく何回かにわけます」との書き込みに続いて掲載した事案について、「本件各発言」は、「本件各文章を独立した著作物として鑑賞することができ」、「本件各対談記事を閲覧させること自体を目的とするものであった」（価値的主従関係）として、主従関係を否定した。

言語作品に美術、写真、図表といった種類の異なる著作物を引用した事例

④ 脱ゴーマニズム宣言事件（東京地判平成 11 年 8 月 31 日）主従関係肯定

書籍中に漫画のコマ（通常は八頁の一話単位で完結する原告漫画のごく一部）を掲載した事案において、「被告書籍中における原告カットの採録は、いずれも被告論説の対象を明示し、その例証、資料を提示するなどして、被告論説の理解を助けるものであり、他方、各原告カットがそれ自体完結した独立の読み物となるといった事情も存しない」（価値的主従関係）として、主従関係を肯定した。

⑤ ネット販売図表事件（東京地判平成 22 年 1 月 27 日）主従関係肯定

自己の書籍中、左側の頁に他人の図表、右側の頁に自己執筆部分をそれぞれ掲載した事案において、「被告図表 1 は、執筆部分においてインターネット通販の成長を説明するに当たり、インターネット通販を実施している事業者が多額の売上高を計上していることを視覚的に分かりやすく伝えるために、執筆部分の補足資料として利用されたものと認めるこ

とができる」(価値的主従関係)として、主従関係を肯定した。

⑥ レオナルドフジタ事件(東京高判昭和60年10月17日)主従関係否定

論文中に絵画を掲載(大きさは、最も小型のもので約8分の1ページ、大型のものは約3分の2ページ。複製物のうち9点は、1ページに1点の割合で掲載。掲載場所は、3点は表題の下、9点は論文(ページの下3分の1を占める)の上部に割り付けられている。カラー図版は、特漉コート紙(印刷適性の高い上質紙)、モノクローム図版は、特漉上質紙を利用。)した事案について、これらの掲載態様に言及しつつ(数量的主従関係)、「本件書籍が想定する幅広い読者層の一般的観念に照らせば、本件絵画は十分に鑑賞性を有すると認めるべきである。」、「本件絵画の複製物は富山論文に対する理解を補足し、同論文の参考資料として、それを介して同論文の記述を把握しうるよう構成されている側面が存するけれども、本件絵画の複製物はそのような付従的性質のものであるに止まらず、それ自体鑑賞性を有する図版として、独立性を有するものというべきである」と述べ、独立観賞性(価値的主従関係)を重視して、主従関係を否定した。

⑦ バーンズコレクション事件(東京地判平成10年2月20日)主従関係否定

新聞上において、表題と女優の顔写真を含め一六行三段(約七五mm×約一〇五mm)の女優の談話の右側に約六八mm×約九五mmの大きさで絵画を掲載した事案について、「談話の内容中、本件絵画二に関する部分は、新たな創造という要素は僅少であり、内容的にも本件絵画二の複製を引用する必要性は微弱で、外形的にも、談話と本件絵画二の紙面上の大きさは僅かに談話の方が大きいものの」(数量的主従関係)、「本件絵画二はカラー印刷で読者の受ける印象はむしろ本件絵画の方が大きい。」(価値的主従関係)として、主従関係を否定した。

⑧ 美術作品オークション事件(東京地判平成21年11月26日)主従関係否定

オークションのカタログやパンフレットにおいて、美術品の画像を、例えば、見開き2ページのうち、左ページにロット番号、作者名、作品名等を記載し、右ページに縦13cm、横18.5cmの作品画像を掲載した事案について、「この文字記載部分は、資料的事項を箇条書きしたものであるから、著作物と評価できるものとはいえない。また、このような上記カタログ等の体裁からすれば、これらのカタログ等が出品作品の絵柄がどのようなものであるかを画像により見る者に伝えるためのものであり、作品の画像のほかに記載されている文字記載部分は作品の資料的な事項にすぎず、その表現も単に事実のみを箇条書きにしたものであることからすれば、これらカタログ等の主たる部分は作品の画像であることは明らかである。」(価値的主従関係)として、主従関係を否定した。

(b) 検討

上記の裁判例のうち、数量的主従関係だけで主従関係を認定したものはみあたらない。また、多くの裁判例は、数量的主従関係よりも、価値的主従関係を重視して主従関係を認定しているようである。

数量的主従関係の認定には、引用部分が引用著作物に占める割合を考慮するものもあれば（上記①）、引用部分が被引用著作物に占める割合を考慮するものもある（上記③）³。一方で、価値的主従関係の認定には、引用目的が補助資料としての利用である否かをみるもの（上記⑤）、引用物の鑑賞を目的にしているか否かを見るもの（上記②、③）、引用物が独立して鑑賞の対象となり得るか否かを見るもの（上記②、④、⑥、⑧）がある。

4. 近時の裁判例における「狭義の引用」の理解

(1) 近時の裁判例の傾向

近時の裁判例⁴は、「狭義の引用」の成否の判断に際して、最判2要件に言及しない傾向にある。絵画鑑定書事件（知財高判平成22年10月13日）は、「他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要」と述べ、「狭義の引用」の成否を、「公正な慣行に合致」および「引用の目的上正当な範囲内」という2つの要件の検討を中心に行なっている。ただし、これらの裁判例は、最判2要件を明示的に否定しているわけではなく、最判2要件を狭義の引用の要件として存続させているのか、最判2要件の利用を放棄したのか明らかではない。

(2) 裁判例

裁判例は、「公正な慣行に合致」および「引用の目的上正当な範囲内」という2つの要件を総合的に検討するものが多いので、本稿でも合わせて検討を行うこととする。

言語作品に言語の著作物を引用した事例

³ 当該要素を考慮することについては、「被引用側の元の著作物全体における被引用部分の割合」は、本来の意味における「主従関係」（引用側と被引用側の関係）という言葉には少なくとも直接には収まらないはずである」との批判がある（上野達弘「引用をめぐる要件論の再構成」半田正夫先生古希記念論集 325頁）。

⁴ 絶対音感事件第一審（東京地判平成13年6月13日）、絶対音感事件第二審（東京高判平成14年4月11日）、聖教グラフ事件（東京地判平成15年2月26日）、絵画鑑定書事件（知財高判平成22年10月13日）、議員写真ビラ事件第一審（東京地判平成23年2月9日）、幸福の科学事件（東京地判平成24年9月28日）、パンフレット掲載事件（大阪地判平成25年7月16日）、毎日オークションカタログ事件（東京地判平成25年12月20日）、ブログ記事転載事件（東京地判平成26年1月27日）、絵画鑑定書事件Ⅱ（東京地判平成26年5月30日）、ピクトグラム事件（大阪地判平成27年9月24日）などである。

⁵ ただし、絶対音感事件第二審は、「狭義の引用」の要件を、「〈1〉引用に当たること、〈2〉公正な慣行に合致するものであること、〈3〉報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること」の3つであると述べたうえで、「引用」に当たるというためには、引用して利用する側の著作物（以下「引用著作物」という。）と引用して利用される側の著作物（以下「被引用著作物」という。）とが、明瞭に区別されていなければならないことは、事柄の性質上、当然である。」として、最判2要件のうち明瞭区別性が、「引用」定義の要件であるとしている。

- ① 絶対音感事件第二審（東京高判平成 14 年 4 月 11 日）「公正な慣行に合致」否定、「引用の目的上正当な範囲内」肯定

自己の書籍中で、演劇の台本の一部を掲載した事案である。

「公正な慣行に合致」について、「引用著作物中に、引用部分の出所を明示するという慣行があることは、当裁判所に顕著な事実である。・・・出所を明示したというためには、少なくとも、出典を記載することが必要であり、特に、被引用著作物が翻訳の著作物である場合、これに加えて、著作者名を合わせて表示することが必要な場合が多い」としたうえで、著作者の表示をしていない本件について、「公正な慣行に合致するものということではできない」とした。

また、「引用の目的上正当な範囲内」について、約 2 ページにわたる自己の記述につづいて、約 2 ページにわたって演劇台本が採録されている本件において、「控訴人 A の記述の説得力を増すための資料として、著名な指揮者・作曲家の見解を引用、紹介したものであるということができ、かつ引用した範囲、分量も、本件書籍全体と比較して殊更に多いとはいえない」として、「引用の目的上正当な範囲内で行われたものと評価することができる。」とした。

- ② 幸福の科学事件（東京地判平成 24 年 9 月 28 日）「引用の目的上正当な範囲」否定、「公正な慣行に合致」否定

被告が原告に対して原告言霊による名誉毀損を理由として提起した名誉毀損訴訟についての記者会見翌日に、原告言霊を収録した DVD（映像＋活字起こし）を配布した行為について、記者会見における説明、批判、反論等が引用する側、言霊が引用される側として、引用が成立するか問題となった事案である。

「引用の目的上正当な範囲」について、「本件各言霊中には、被告が名誉毀損と主張する内容とは直接関係のない内容のものが多く含まれている。」として、「正当な範囲の利用であると解することはできない」とした。

また、「公正な慣行に合致」について、本件 DVD の配布の時期が本件記者会見の翌日だったこと、本件記者会見当日に本件 DVD を、後日、記者会見における説明等に必要なものとして配布する旨を述べていなかったことなどを理由に、「公正な慣行に合致」するとはいえないとした。

言語作品に美術、写真、図表といった種類の異なる著作物を引用した事例

- ③ 絵画鑑定書事件（知財高判平成 22 年 10 月 13 日）条文 2 要件肯定

作品題名、作家名、寸法等が記載された美術品の鑑定証書の裏面に、縦 16.2 cm × 横 11.9 cm の大きさ（オリジナルの約 23.8% の大きさ）で絵画をカラーで複製した事案について、「本件各鑑定証書に本件各コピーを添付したのは、その鑑定対象である絵画を特定し、かつ、当該鑑定証書の偽造を防ぐためであるところ、そのためには、一般的にみても、鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付することが確実であって、添付の必要性・

有用性も認められることに加え、著作物の鑑定業務が適正に行われることは、贋作の存在を排除し、著作物の価値を高め、著作権者等の権利の保護を図ることにもつながるものであることなどを併せ考慮すると、著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれるといわなければならない。

そして、本件各コピーは、いずれもホログラムシールを貼付した表面の鑑定證書の裏面に添付され、表裏一体のものとしてパウチラミネート加工されており、本件各コピー部分のみが分離して利用に供されることは考え難いこと、本件各鑑定證書は、本件各絵画の所有者の直接又は間接の依頼に基づき1部ずつ作製されたものであり、本件絵画と所在を共にすることが想定されており、本件各絵画と別に流通することも考え難いことに照らすと、本件各鑑定證書の作製に際して、本件各絵画を複製した本件各コピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲にとどまるものといえることができる。

しかも、以上の方法ないし態様であれば、本件各絵画の著作権を相続している被控訴人等の許諾なく本件各絵画を複製したカラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、被控訴人等が本件各絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われるなどということも考え難いのであって、以上を総合考慮すれば、控訴人が、本件各鑑定證書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる公正な慣行に合致したものであるといえることができ、かつ、その引用の目的上でも、正当な範囲内のものであるといえることができるというべきである。」として、「公正な慣行に合致」および「引用の目的上正当な範囲内」の要件をみたすとした。

④ 絵画鑑定書事件Ⅱ（東京地判平成26年5月30日）条文2要件肯定

上記③事件とほぼ同様の事案であるが、「公正な慣行に合致」について、「被告の作成する鑑定證書と同程度の大きさの鑑定證書を発行し、絵画のコピーを添付するとの取扱いについては、著作権者の許諾を得ているとするところとそうでないところもみられるほか、許諾を得ているとするところでも、結局許諾のないままに行なっているとするものもあることなどからすると、原画のカラーコピーを鑑定證書に添付するにつき、著作権者である遺族の許諾を得て鑑定證書に本件コピーを添付するという公正な慣行が存在すると認めることはできない」とした（他の判示部分は、上記③とほぼ同旨）。

⑤ パンフレット掲載事件（大阪地判平成25年7月16日）「引用の目的上正当な範囲内」肯定、「公正な慣行に合致」肯定

著作物であるイラストが入ったパンフレットをウェブページに掲載した事案である。

「引用の目的上正当な範囲内」について、「社会通念に照らして合理的な範囲内」のものであることが必要としたうえで、「本件パンフレットの表紙（本件イラストを含む。）は、被告岡山県の事業である「新おかやま国際化推進プラン」を紹介する目的で掲載されたものであることが明らかである。その態様も、前記2(2)イ(イ)のとおり、被告岡山県の事業を

広報するという目的に適うものであり、本件パンフレットの表紙に何らの改変も加えるものでもない。しかも、このような本件掲載行為の目的、態様等からすると、著作権者である原告P1の利益を不当に害するようなものでもない。」として、「社会通念に照らして合理的な範囲内のものであるということができ、「公正な慣行」に合致する」とした（ただし傍論である）。

⑥ 聖教グラフ事件（東京地判平成15年2月26日）2要件否定

肖像写真をモノクロにして背景をカットした写真をビラに掲載した事案について、「本件写真ビラは、専ら、公明党、原告及びDを批判する内容が記載された宣伝用のビラであること、原告写真1の被写体の上半身のみを切り抜き、本件写真ビラ全体の約15パーセントを占める大きさで掲載し、これに吹き出しを付け加えていること等の掲載態様に照らすならば、原告の写真の著作物を引用して利用することが、前記批判等の目的との関係で、社会通念に照らして正当な範囲内の利用であると解することはできず、また、このような態様で引用して利用することが公正な慣行に合致すると解することもできない。」とした。

⑦ 議員写真ビラ事件第一審（東京地判平成23年2月9日）2要件否定

議員を批判する意図で、ビラに議員の写真を掲載した事案について、「各ビラ等に本件写真を引用しなければならない必然性がないこと、本件写真の全体を引用すべき必要性もないこと、本件写真の出所が一切明示されていないことなどからすれば、本件各ビラ等が被告の政治的言論活動のために作成されたものであることを考慮しても、これに本件写真の複製物である被告各写真を掲載したことが、「公正な慣行」に合致するものということとはできず、また、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」で行われたものということもできない。」とした。

⑧ 毎日オークションカタログ事件（東京地判平成25年12月20日）「目的上正当な範囲内」要件否定

会員向けカタログにおいて、ロット番号、作家名、作品名、予想落札価格、作品の情報等とあわせて、美術作品の写真を掲載（写真の大きさは種々あるが、写真の方が上記情報等よりも大きいものが多い）した事案である。

「引用の目的上正当な範囲内」について、「社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要」としたうえで、「本件カタログにおいて美術作品を複製する目的は、本件オークションにおける売買であることは明らかである。他方、・・・実際の本件カタログ（枝番号を含めて甲148～279、乙19）をみても、写真の大きさの方が上記情報等の記載の大きさを上回るものが多く、上記の情報等に眼目が置かれているとは解し難い。また、本件カタログの配布とは別に、出品された美術作品を確認できる下見会が行われていることなどに照らすと、上記の情報等と合わせて、美術作品の写真を掲載する必然性は見出せない。」として引用の目的との関係で「社会通念に照らして合理的な範囲内のものであるとは認められない」とした（「公正な慣行に合致」については、詳細な検討なし）。

⑨ ピクトグラム事件（大阪地判平成27年9月24日）「目的上正当な範囲内」要件否定

大阪市の観光ガイドにピクトグラムを掲載した事案である。

「引用の目的上正当な範囲内」について、「本件ピクトグラムは、大阪市の主要な観光施設をサインシンボル化し、これを案内表示等に活用するという同市の国際観光イメージ戦略の一環として制作されたものである（甲15、丙4）ところ、本件冊子は、大阪の観光ガイドとして、地図や路線図を見る利用者に観光対象となる施設とその場所を、掲載ピクトグラムを配することにより認識させるために掲載したものである。そうすると、本件冊子における本件ピクトグラムの掲載は、本件ピクトグラムが有する価値を、本来の予定された方法によってそのまま利用するものであるということができ、他の表現目的のために本件ピクトグラムを利用しているものではないから、このような利用態様をもって、目的上正当な範囲内で行われた引用であるとはいえない。」とした（「公正な慣行に合致」の判断なし）。

(3) 検討

「引用の目的上正当な範囲内」については、裁判例は、引用の目的を具体的に検討し、そのうえで引用が当該目的との関係で合理的範囲内かどうかを判断している。各裁判例が認定した引用目的は、①②：引用著作物の説明補充、③④：鑑定対象物の特定、⑤：紹介目的、⑥⑦：批判目的、⑧：オークション目的物の特定、⑨：観光案内である。また、引用が合理的範囲かどうかについて、各裁判例は、①：数量的バランスを問うもの、②：直接の関連性を問うもの、③④⑥⑦⑧：必要性・有用性・必然性を問うもの、⑤：被引用著作物の権利者の利益を不当に害するか否かを問うもの、⑨：引用著作物の目的と被引用著作物の目的との異同を問うものがある。しかし、従来の裁判例が主従関係の判断に際して考慮していたような、被引用著作物が独立して鑑賞可能であるかどうかは問題にされていない（③）。

「公正な慣行に合致」については、裁判例は、①：出所表示を問うもの、②：引用著作物の説明補充を問うもの、③⑤：引用の態様上、被引用著作物の権利者の利益を不当に害するか否かを問うものなどがある。いずれにしても、「引用の目的上正当な範囲内」の要件と異なり、あまり独自の機能を果たしているようには見えない。

5. その他の論点

(1) 引用側の著作物性

バーズコレクション事件（東京地判平成10年2月20日）は、32条の立法趣旨について「新しい著作物を創作する上で、既存の著作物の表現を引用して利用しなければならない場合があることから、所定の要件を具備する引用行為に著作権の効力が及ばないものとするところにある」としたうえで、「狭義の引用」の要件として）引用する側の著作物性を要求する（がん闘病マニュアル事件（東京地判平成22年5月28日）も同旨）。

他方、絵画鑑定書事件（知財高判平成22年10月13日）は、同条が引用する側の著作物

性を要件として規定していないことに加え、同条の趣旨について、「報道、批評、研究等の目的で他人の著作物を引用する場合において、正当な範囲内で利用されるものである限り、社会的に意義のあるものとして保護する」ことにあるとしたうえで、適法引用の要件として引用する側の著作物性を要求しない（絵画鑑定書事件Ⅱ（東京地判平成26年5月30日）も同旨）。

(2) 出所明示義務

学説においては、著作権法48条が規定する出所表示義務は、適法引用の成立要件ではなく、その義務違反の責任（122条）を問われるにすぎないとの見解⁶があるが、絶対音感事件第二審（東京高判平成14年4月11日）は、「引用部分の出所を明示するという慣行」が、「公正な」という評価に値するものであることは、著作権法の目的に照らして、明らか」として、出所表示が「公正な慣行」要件の重要な要素となることを判示している。

(3) 要約による利用

血液型と性格の社会史事件（東京地判平成10年10月30日）は、以下のように述べて、明瞭区別性および主従関係の要件を満たす場合には、他人の著作物をその趣旨に忠実に要約して引用することによって適法引用が成立することを認める。

「右の要件【筆者注：明瞭区別性および主従関係】を満たすような形で、他人の言語の著作物を新たな言語の著作物に引用して利用するような場合には、他人の著作物をその趣旨に忠実に要約して引用することも同項により許容されるものと解すべきである。その理由は次のとおりである。まず、著作権法三二条一項の解釈としても、引用が原著物をそのまま使用する場合に限定されると解すべき根拠はないし、実際上も、新たな言語の著作物を創作する上で、他人の言語の著作物の全体あるいは相当広い範囲の趣旨を引用する必要がある場合があるが、その場合、それを原文のまま引用するのでは、引用の名の下に他人の著作物の全部又は広範な部分の複製を認めることになり、その著作権者の権利を侵害する程度が大きくなる結果となり、公正な慣行に合致するものとも、正当な範囲内のものともいえなくなるおそれがあること、また、引用される著作物が場合によっては、記述の対象が広範囲にわたっており、引用して利用しようとする者にとっては、一定の観点から要約したものを利用すれば足り、全文を引用するまでの必要はない場合があること、更に、原著物の趣旨を正確に反映した文章で引用するためには、原文の一部を省略しながら切れ切れに引用することしか認めないよりも、むしろ原文の趣旨に忠実な要約による引用を認めるほうが妥当であるからである。そして、現実にもこのような要約による引用が社会的に広く行われていることは、《証拠略》により認められるところである。」

⁶ 加戸守行『著作権法逐条講義六訂新版』379頁

【学説の状況】

1. 「狭義の引用」の要件

(1) 最判2要件を用いるべきとする見解

- 「公正な慣行に合致」という要件については、明瞭区別性が必要であり、「引用の目的上正当な範囲内」という要件については、主従関係が必要である⁷。
- 条文上の要件である「公正な慣行」とか「引用の目的上正当な範囲」はあまりにも漠然とした抽象的かつ規範的な要件といわざるを得ない。引用しようとする利用者が合法、違法を判断する時点で直面する要件としては、従来通り「明瞭区別性」及び「主従関係」の要件の方が簡明で分かりやすく妥当である⁸。

(2) 最判2要件を用いるべきではないとする見解

- パロディ事件における判断基準を前提とすると、実質的には「主従関係」のみで判断せざるを得ないことになり、様々な行為態様につき柔軟な解決をする基準としては適切を欠く。「主従関係」基準は、条文の文言との関連性が乏しい⁹。
- 公正な慣行要件および目的要件を中心に、解決事例を集積することによって、引用が適法であるか否かについての客観化を図ることができる。パロディ事件が傍論において示した基準を付加して引用の適法性を判断することは、創作活動の一定範囲の自由の保障、客観性の担保を阻害することになりかねないので、避けるべき¹⁰。
- パロディ事件の「主従関係」には色々な要素が含まれすぎている。「正当な範囲内」という文言を活用して、その中で、被引用著作物の引用が全部か一部かどうか、権利者に与える経済的影響、引用の目的といった要素も考慮すべきである¹¹。

2. 適法引用要件としての引用側の著作物性

(1) 必要説

- 立法者の意図や引用の慣行的な内包外延に照らすと、引用する側が著作物であることは当然である¹²。

(2) 不要説

- 文理上著作物性が要求されていない¹³。

3. 適法引用要件としての出所明示義務

(1) 必要説

⁷ 加戸守行『著作権法逐条講義六訂新版』266頁

⁸ 三山裕三『著作権法詳説〔第9版〕』412頁

⁹ 飯村敏明「裁判例における引用の基準について」著作権研究26号96頁

¹⁰ 高部眞規子「引用(1)〔モンタージュ写真事件：上告審〕」著作権判例百選第4版119頁

¹¹ 上野達弘「引用をめぐる要件論の再構成」半田正夫先生古希記念論集325頁

¹² 斉藤博『著作権法概論』129頁

¹³ 中山信弘『著作権法第2版』326頁

- 引用されて利用される側の著作物につき、出所が明示されなければならない¹⁴。
- (2) 不要説
- 出所明示は、著作権制限規定による著作物利用の条件ではない。罰則上も、著作権侵害の罪と出所明示義務違反の罪は別に規定されている¹⁵。
 - 出所明示の有無は、公正な慣行に合致しているかどうかを判断するための、一考慮事情である¹⁶。
4. 要約による利用の可否
- (1) 肯定説
- 他人の著作物を要約する必要がある場合がある。要約引用により懸念される被引用著作物の市場に対する悪影響や経済的価値の毀損については、「公正な慣行に合致」や「引用の目的上正当な範囲内」の要件で対処することができる¹⁷。
 - 43条2号が引用による利用のできる場合を翻訳のみとしているのは、引用の場合に翻案引用することが通常考えられなかったからに過ぎず、要約を排除する意図ではない¹⁸。
- (2) 否定説
- 43条2号は翻案を認めていないので、ダイジェスト引用はできず、著作権が及ばない程度の要旨引用が認められているにとどまる¹⁹。

以 上

¹⁴ 齊藤博『著作権法第3版』244頁

¹⁵ 加戸守行『著作権法逐条講義六訂新版』380頁

¹⁶ 島並良編『著作権法入門』170頁

¹⁷ 茶園成樹「引用」の要件について」コピーライト 2008年5月16頁

¹⁸ 半田正夫・松田政行『著作権法コンメンタール2〔第2版〕』257頁

¹⁹ 加戸守行『著作権法逐条講義六訂新版』267頁